

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書
 （ 法第72条の2第1項^{第1号}に掲げる事業^{第3号} ）

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

1. 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額の計算

雇用者給与等支給額	①	円	控除対象額 ①－② (マイナスの場合は0)	⑥	円
比較雇用者給与等支給額 ⑦	②				
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する 給与等の支給額		適用年度の月数 ④の前事業年度又は前連結事業年度等の月数	比較雇用者給与等支給額 ⑤×⑥	
④	⑤		⑥	⑦	
・ ・	円		_____	円	
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
計算対象額の別		当該法人の額 ・ 各連結法人の合計額			
継続雇用者給与等支給額又は 継続雇用者給与等支給額の合計額	⑧	円	継続雇用者給与等支給増加額 ⑧－⑨ (マイナスの場合は0)	⑩	円
継続雇用者比較給与等支給額又は 継続雇用者比較給与等支給額の合計額	⑨		継続雇用者給与等支給増加割合 ⑩／⑨ (⑨＝0の場合は0)	⑪	
国内設備投資に係る計算					
計算対象額の別		当該法人の額 ・ 各連結法人の合計額			
国内設備投資額又は 国内設備投資額の合計額	⑫		当期償却費総額又は当期償却費総額の 合計額の95%相当額 ⑬ × $\frac{95}{100}$	⑭	円
当期償却費総額又は 当期償却費総額の合計額	⑬				

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額 別表5の3⑫	⑮	円	⑯又は(⑰×75%)のうち小さい額	⑱	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3⑨	⑯		控除対象額 ③×⑮／(⑮+⑱)	⑲	
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3⑩	⑰				
非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額又は ①×⑳／㉔	㉑	円	国内における所得等課税事業 に係る期末の従業者数	㉒	人
①のうち収入金額等課税事業に係る 額又は①×㉒／㉔	㉑		国内における収入金額等課税事業 に係る期末の従業者数	㉒	
控除対象額 ③×㉑／①、 ⑱×㉑／①、③×㉒／①又は⑱×㉒／①	㉒		国内における事務所又は 事業所の期末の従業者数	㉓	

3. 付加価値額から控除する額の計算

収益配分額 別表5の2④	㉕	円	雇用安定控除調整率 (㉕－㉖)／㉕	㉖	_____
雇用安定控除額 別表5の2⑨	㉖		付加価値額からの控除額 ③×㉖、⑱×㉖又は㉒×㉖	㉗	円

第6号様式別表5の6の2記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度においてこれらの規定の規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「法第72条の2第1項 第1号・第3号 に掲げる事業」について、事業区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑬」から「付加価値額からの控除額㉑」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして掲載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 4 「前事業年度又は前連結事業年度④」の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。
 - (1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和3年旧措置法施行令」という。）第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては令和3年旧措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。
 - (2) 「適用年度の月数 ⑥」の欄
欄中「④の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算すること。
 - (3) 「比較雇用者給与等支給額⑦」の欄 欄中「⑤」とあるのは「（⑤+⑤の外書）」として計算すること。
- 5 「継続雇用者給与等支給増加割合の計算」及び「国内設備投資に係る計算」は、それぞれの計算において用いる額に応じ、「計算対象額の別」の欄のいずれかに○印を付すること。
- 6 「①のうち所得等課税事業に係る額又は①×㉓／㉕ ㉑」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。
- 7 「①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×㉔／㉕ ㉒」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。
- 8 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉓」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉔」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉕」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）を合計した数を記載すること。
 - (1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。）を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
 - (2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合
 - (3) 所得等課税事業等と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は非課税事業等を廃止した場合